

令和3年第7回

美里町農業委員会総会議事録

## 第7回美里町農業委員会総会

### 1 開催日時

令和3年6月24日(木) 午前9時30分から午前10時45分

### 2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

### 3 出席委員(16名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

### 4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 事業計画届出書について
3. 使用貸借権の合意解約による通知について
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について

### 5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

### 6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年6月事業報告について
2. 令和3年7月事業予定について
3. その他

### 7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則  
事務局次長 高橋 博喜  
総務係長 澤村 拓也



以上でございます。

議長                   ご苦労さまでした。  
続きまして、報告事項2番、事業計画届出書について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局                   (報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長                   ありがとうございます。  
ただいま事務局より報告事項2番、事業計画届出書について説明がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

                          (なしの声あり)

議長                   ないようですので、続きまして報告事項3番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局                   (報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長                   ありがとうございました。  
ただいま事務局より報告事項3番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で報告いただきましたが、不明な点があれば説明いたします。ございませんか。

                          (なしの声あり)

議長                   ないようですので、続きまして報告事項5番、非農地証明願についてを事務局より説明願います。  
また、6月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。  
初めに、事務局より報告願います。

事務局                   (報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長                   ありがとうございました。ご苦労さまでした。  
よろしくをお願いいたします。

福田なほ子委員       2番福田より報告いたします。  
農地調査委員会は、今月も佐々木幸一郎委員と委員長である私、福田の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から菊地局長と高橋次長の計6名により6月15日に現地調査を行いました。  
非農地証明願についての意見、番号9及び番号10については、●●字●●に位置しております。地目は畑ですが、長年アパートの敷地として使用されてきたことを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたします。

番号11については、●●字●●に位置しており、平成●●年●月●●日に居宅敷地として転用許可を受けた土地であります。現在も許可地と同様の状態ですので、証明書の発行は妥当と判断いたします。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

休憩いたします。(13:50分)

議長

再開いたします。(13:50分)

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号134番から166番の33議案について審議いたします。質疑ありませんか。

渡邊雅光委員

4番渡邊でございます。

この第2号議案農用地利用集積計画書審議うちの農地中間管理事業の一括方式の29件の中に、譲渡人が町内の方が多いのですけれども、受け手区分のところを中心に経営体という表現がありますが、

これは認定農業者の資格をとっていない担い手のことを言うのか、又は別の意味での中心経営体なのか、この表現の根拠、基準について教えていただきたいと思います。

議長

事務局、回答願います。

事務局

4番渡邊雅光委員の質問にお答えします。

認定農業者については、その資格は取得していますが、中心経営体については資格はない方になります。ただし、農地中間管理事業の受け手の登録については、認定農業者、あとは中心経営体だったり、いろんな名称がありまして、そのどれかに該当すれば受け手の登録をできるということになっておりますので、認定農業者でない方でも、登録すれば担い手になれるということです。この方は中心経営体で登録をしたということです。

以上であります。

議長

4番渡邊雅光委員、よろしいですか。

渡邊雅光委員

4番渡邊です。例えば、私が思ったのは、人・農地プランというものがあります。それは認定農業者じゃなくても担い手ということで登録がされております。そういう分類に入っても、中心経営体と表現するときに、認定農業者以外の担い手すべてを中心経営体というひとくくりで表現してしまうのですか。もしそうであるならばその基準、その根拠はどのようになるのか、その判断はどこで、だれが判断するのか教えていただきたいと思います。

例えば、議案番号●●●番の担い手ですが、この方は自作地が●●●アールしかないということで中心経営体という表現になっております。異議申し立てをするわけではなく、中心経営体っていうのはどういう表現の根拠があるのか、その意味が、その辺が分かりにくいので、わかりやすく教えていただければと思って質問いたしました。

もう一度、わかりやすい説明をお願いします。

議長

この質問については、事務局長から回答願います。

菊地事務局長

4番渡邊雅光委員の質問にお答えします。

総会資料の中心経営体という表現ですが、正式名称は「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」という名称になります。ただし、これでは名称が長すぎますので、ここでは省略しまして「中心経営体」という表現にいたしました。

それから、担い手につきましては先ほど高橋次長が説明しましたように「認定農業者」、「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」、「基本構想水準到達者」等、現在7種類ほどありますが、今回の総会では「認定農業者」と「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」の2種類の担い手が総会資料に掲載されたところ。「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」では名称が長すぎるため「中心経営体」という表現にさせていただきました。「認定農業者」以外の担い手の名称をひとくくりにしたということではございませんので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

議長 4番渡邊雅光委員、よろしいでしょうか。

渡邊雅光委員 はい、ありがとうございました。

議長 そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。  
第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号134番から166番の33議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。  
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、33議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。  
第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については2議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。  
また、6月15日に農地調査委員会に置いて現地調査を実施しておりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。  
初めに、事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。  
引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。





## 議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員  
議席5番

署名委員  
議席6番